

議案第12号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第8条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第9条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の9.1」を「100分の8.9」に改める。

第10条中「25,700円」を「24,700円」に改める。

第11条第1号中「第14条」の次に「、第17条の5」を加え、「30,400円」を「29,800円」に改め、同条第2号中「15,200円」を「14,900円」に改め、同条第3号中「22,800

円」を「22,350円」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第17条の2 第8条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第17条の3 第8条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について960円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条の4 第8条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第17条の5 第8条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 600円
- (2) 特定世帯 300円
- (3) 特定継続世帯 450円

第31条第1項中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「17,990円」を「17,290円」に改め、同号イ(ア)中「21,280円」を「20,860円」に改め、同号イ(イ)中「10,640円」を「10,430円」に改め、同号イ(ウ)中「15,960円」を「15,645円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について672円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について28円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円
- (イ) 特定世帯 210円
- (ウ) 特定継続世帯 315円

第31条第1項第2号ア中「12,850円」を「12,350円」に改め、同号イ(ア)中「15,200円」を「14,900円」に改め、同号イ(イ)中「7,600円」を「7,450円」に改め、同号イ

(ウ) 中「11,400円」を「11,175円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について480円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 300円
 - (イ) 特定世帯 150円
 - (ウ) 特定継続世帯 225円

第31条第1項第3号ア中「5,140円」を「4,940円」に改め、同号イ（ア）中「6,080円」を「5,960円」に改め、同号イ（イ）中「3,040円」を「2,980円」に改め、同号イ（ウ）中「4,560円」を「4,470円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について192円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 120円
 - (イ) 特定世帯 60円
 - (ウ) 特定継続世帯 90円

第31条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 144円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 240円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 384円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 480円

第31条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第17条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第31条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第33条第1項第2号イ（オ）中「第26条」を「第126条」に改め、同号イ（オ）ただし書中「同項の規定による」の次に「日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該」を加える。

附則第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第15項中「第15条」の次に「、第17条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の公布に伴い、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が一部改正されるため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和8年3月12日原案可決